

[資料5]

草津市アナログ規制の点検・見直し方針

令和7年12月

草津市 総合政策部 経営戦略課

目次

1	はじめに.....	1
2	点検・見直しの目的	2
3	点検・見直しの位置づけ.....	3
4	点検・見直しの対象範囲.....	4
5	点検・見直しの進め方	5
6	類型化とフェーズの区分の考え方.....	6
	(1)「目視」規制.....	6
	(2)「実地監査」規制.....	6
	(3)「定期検査・点検」規制.....	8
	(4)「常駐・専任」規制.....	9
	(5)「対面講習」規制.....	10
	(6)「書面掲示」規制.....	10
	(7)「往訪閲覧・縦覧」規制	11
7	工程表の策定、見直しの実施	12

1 はじめに

近年のデジタル技術の高度化とその利活用の進展により、生活様式や社会の在り方が大きく変化する一方、行政サービスにおいては、依然として書面や対面といったアナログ的な手法を前提とした規制や手続きが数多く存在している。

このような状況の中、デジタル技術を活用した利便性の高い行政サービスを提供し、市民がその恩恵を受けながら成長を実感できる環境を整えるためには、地方公共団体における積極的なデジタル化の推進が必要不可欠である。

国は、国民がデジタル社会の恩恵を一層実感できるよう、デジタル社会の実現に向けた構造改革のための5つの原則を提示するとともに、国の法令等に基づく全ての規制について点検・見直しを進め、令和6年6月までにデジタル規制改革推進の一括法等の法改正、政省令改正、通知等による解釈の明確化等により規制の見直しを実施したところである。

これを受けて、地方自治体としても、条例や規則などに基づく規制が障壁となり、デジタル技術を活用した業務改善が滞らないよう、国の取り組みを参考にしながら迅速かつ適切に対応していくことが求められている。

本市においても、このような背景を踏まえ、本市におけるアナログ規制の点検・見直しの基本的な方針として「アナログ規制の点検・見直し方針」を策定するものである。

2 点検・見直しの目的

国による法令等の点検・見直しの動きを踏まえ、本市独自のアナログ規制について、国が定める「構造改革のためのデジタル原則」への適合性を点検し、規制の見直しに取り組むことにより、市全体のデジタル化を推進することを目的とする。

本市独自のアナログ規制を見直し、デジタル化を推進することにより、行政コストの削減が期待できるほか、様々な事務が無人工化・自動化されれば、人手不足に悩む現場の課題解消や生産性の向上が図られるとともに、行政サービスの向上にもつながることが期待される。

【参考：構造改革のためのデジタル原則】

デジタル臨時行政調査会において、デジタル改革、行政改革、規制改革の三位一体の改革を通じた真の構造改革が必要との観点から、デジタル化を図っていく上での指針となるべき「構造改革のためのデジタル原則」を策定

デジタル原則	内容
①デジタル完結・自動化原則	書面、目視、常駐、実地参加等を義務付ける手続・業務について、デジタル処理での完結、機械での自動化を基本とし、行政内部も含めエンドツーエンドでのデジタル対応を実現すること。国・地方公共団体を挙げてデジタルシフトへの組織文化作りと具体的対応を進めること。
②アジャイルガバナンス原則 (機動的で柔軟なガバナンス)	一律かつ硬直的な事前規制ではなく、リスクベースで性能等を規定して達成に向けた民間の創意工夫を尊重するとともに、データに基づくEBPMを徹底し、機動的・柔軟で継続的な改善を可能とすること。データを活用して政策の点検と見直しをスピーディに繰り返す、機動的な政策形成を可能とすること。
③官民連携原則 (G to B to Cモデル)	公共サービスを提供する際に民間企業のUI・UXを活用するなど、ユーザー目線で、ベンチャーなど民間の力を最大化する新たな官民連携を可能とすること。
④相互運用性確保原則	官民で適切にデータを共有し、世界最高水準のサービスを享受できるよう、国・地方公共団体や準公共といった主体・分野間のばらつきを解消し、システム間の相互運用性を確保すること。
⑤共通基盤利用原則	ID、ベース・レジストリ等は、国・地方公共団体や準公共といった主体・分野ごとの縦割りで独自仕様のシステムを構築するのではなく、官民で広くデジタル共通基盤を利用するとともに、調達仕様の標準化・共通化を進めること。

3 点検・見直しの位置付け

「第2期草津市行政経営改革プラン」の【DXの推進 アナログ規制の点検・見直し】に基づき、取り組んでいく。

【第2期草津市行政経営改革プラン】

6 DXの推進

(1) アナログ規制の点検・見直し

担当課:経営戦略課
関係課:各課

概要	デジタル化を阻害しているアナログ的な手法を前提とした規制や手続について、国が示すマニュアル等を踏まえ、全庁的な点検・見直しを行い、市民サービスの向上や行政運営の効率化を図ります。
これまでの取組	市民サービスの向上や、行政運営の効率化を図るため、各部局における業務等にデジタル技術を活用し、行政手続のオンライン化等を進めています。 そのような中、国では、住民一人一人がデジタル社会の実現による恩恵を一層実感できるよう、地方公共団体における「対面」や「書面」といったアナログ的な手法を前提とした規制や手続の改革が重要であるとして、「地方公共団体におけるアナログ規制の点検・見直しマニュアル」を公表し、当該マニュアルを参考とした取組を地方公共団体に求めています。
策定時点における課題	今日存在している制度やルールは、その多くがデジタル技術の登場以前に確立されたアナログ的な手法を前提とするものであり、デジタル化の妨げとなっているおそれもあることから、国の要請を踏まえ、これらの制度等に係る規制の趣旨や目的を損なうことなく、デジタル技術の導入等により規制の合理化を図ることができるものについて、洗出しを行う必要があります。
実施内容	(1) アナログ規制の点検・見直しの検討 国のマニュアルを踏まえ、本市における条例や規則等を対象に、アナログ規制7項目※の点検およびデジタル技術の導入等を見据えた規制の見直しの検討を行い、見直しに係る工程表を策定します。 (2) 点検・見直しの検討結果に基づく対応 点検・見直しの検討結果に基づき、必要に応じて、条例・規則等の改正や、デジタル技術の導入等を行います。 ※国が示す代表的なアナログ規制 目視、実地監査、定期検査・点検、常駐・専任、対面講習、書面掲示、往訪問覧・縦覧

4 点検・見直しの対象範囲

点検見直し作業については、本市が定める条例等（条例、規則、告示、訓令、規程、要綱、要領等）を対象とする。

デジタル臨時行政調査会では、国が定める法令等の中から、代表的なアナログ規制7項目に該当するアナログ行為を求める場合があると解される規定を対象としていたことを踏まえ、本市においても、代表的なアナログ規制7項目に該当する規定を対象とする。

また、フロッピーディスク等の記録媒体を指定する規制についても対象とする。

規制項目	規制の内容
目視規制	人が現地に赴き、施設や設備、状況等が法令等が求める一定の基準に適合しているかどうかを、目視によって判定すること（検査・点検）や、実態・動向などを目視によって明確化すること（調査）、人・機関の行為が遵守すべき義務に違反していないかどうかや設備・施設の状態等について、一定期間、常時注目すること（巡視・見張り）を求めている規制
実地監査規制	人が現場に赴き、施設や設備、状況等が法令等が求める一定の基準に適合しているかどうかを、書類・建物等を確認することによって判定することを求めている規制
定期検査・点検規制	施設や設備、状況等が法令等が求める一定の基準に適合しているかどうかを、一定の期間に一定の頻度で判定すること（第三者検査・自主検査）や、実態・動向・量等を、一定の期間に一定の頻度で明確化すること（調査・測定）を求めている規制
常駐・専任規制	（物理的に）常に事業所や現場に留まることや、職務の従事や事業所への所属等について、兼任せず、専らその任にあたること（1人1現場の紐付け等）を求めている規制
対面講習規制	資格等の講習をオンラインではなく対面で行うことを求めている規制
書面掲示規制	資格等、公的な証明書等を対面確認や紙発行で、特定の場所に掲示することを求めている規制
往訪閲覧・縦覧規制	申請に応じて、又は申請によらず公的情報を閲覧・縦覧させるものうち、公的機関等への訪問が必要とされている規制
フロッピーディスク等の記録媒体を指定する規制	申請などの行政手続や民間手続、文書の作成・保存などにおいて、「フレキシブルディスク」「磁気テープ」等、個別（具体）の記録媒体の使用を定めている規定

5 点検・見直しの進め方

(1) 対象となる規制の洗い出し

条例等において、デジタル原則に照らし点検・見直しが必要と考えられる規制（代表的な7項目に該当する規制+フロッピーディスク等の記録媒体を指定する規制）を洗い出す。

(2) 規制根拠の分類

洗い出しを行った規制について、それぞれの規制の制定根拠（国の法令等に基づくものか、県の条例等に基づくものか、あるいは市の条例等に基づくものか）を分類する。

(3) 規制の類型化・フェーズの区分

規制根拠の分類後、規制の趣旨・目的ごとに細分化した類型を整理（類型化）し、その上で、それぞれのデジタル化の進捗度合いを3つの段階（フェーズ）に区分する。

(4) 規制の見直し工程表の策定

上記の現状把握を行った全ての規制について、見直しの方向性（要否）、見直し後のフェーズ区分（到達点）、見直し時期等を定めた見直し工程表を策定する。

(5) 規制の見直しの実施

見直し工程表に基づき、各部局等において条例等の改正を含む見直しを実施する。

【規制根拠の分類の必要性】

国の法令や県の条例等に基づき定める規制は、国や県の動向を注視しながら見直しを進める必要がある一方、市の条例等に基づき定める規制は、市自らの判断で主体的に見直しを進めることが可能であるため、優先的に見直しに着手すべき規制を明確化する観点から分類を行う。

【類型化・フェーズの区分の必要性】

●類型化

点検・見直しの対象となる規制の趣旨や目的を踏まえ、同種と考えられる規制については、それらを一括して捉え、類型化した上で点検・見直しを行うことが効率的であると考えられるため、類型化を行う。

●フェーズの区分

IoT等の新技術の導入やリスク評価の高度化といったデジタル原則に適合する手段が、現時点で全く活用されていない規制と一部のみ活用されている規制では、見直しの方向性やアプローチが異なるため、まずはそれぞれのデジタル化の度合いを整理する。

6 類型化とフェーズの区分の考え方

法令等に基づく規制と趣旨や目的が類似する規制については、国における見直し状況を参考に、同様の見直しを行っていくことが効率的であるため、規制に当てはめる類型とフェーズは、デジタル臨時行政調査会の考え方を準用し、次の通りとする。

なお、フロッピーディスク等の記録媒体を指定する規制についてはデジタル庁において類型・フェーズは定められていないため区分を行わない。

(1) 「目視」規制

例：草津市公有財産管理規則

(土地の境界の表示)

第13条 財産管理者は、新たに公有財産となつた土地について隣接地の所有者またはその代理人と立会のうえ、その境界線上の重要な箇所に境界杭(様式第2号)または標識を設置しなければならない。

類型	内容
類型1	検査・点検・監査
類型2	調査
類型3	巡視・見張

フェーズ	内容
フェーズ1	目視・実地監査規制
フェーズ2	情報収集の遠隔化、人による評価
フェーズ3	判断の精緻化、自動化・無人化

(2) 「実地監査」規制

例：草津市市政情報管理規程

(点検・監査)

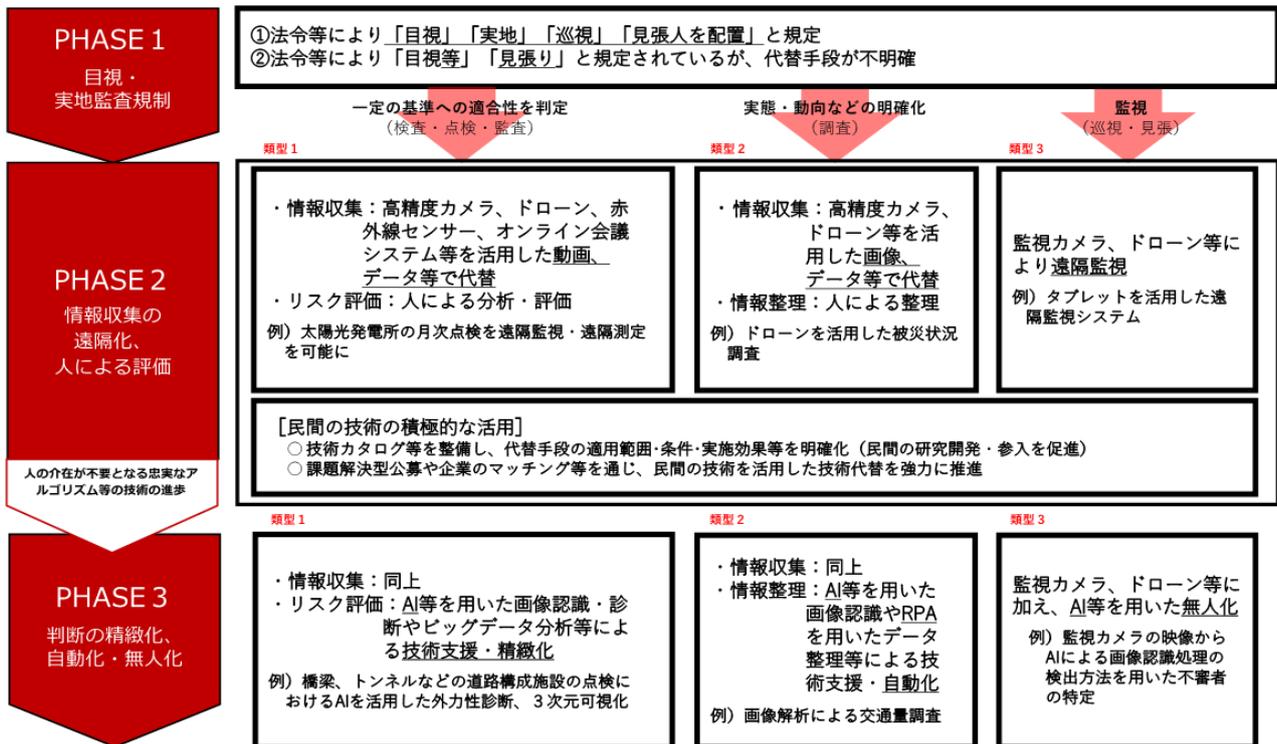
第13条 市政情報管理者は、自ら管理責任を有する市政情報の管理状況について、少なくとも毎年度一回、点検を行い、その結果を総括市政情報管理者に報告しなければならない。

2 総括市政情報管理者は、必要と認めるときは、市政情報の管理状況について、監査することができる。

類型	内容
類型1	検査・点検・監査
類型2	調査
類型3	巡視・見張

フェーズ	内容
フェーズ1	目視・実地監査規制
フェーズ2	情報収集の遠隔化、人による評価
フェーズ3	判断の精緻化、自動化・無人化

【参考】目視、実地監査規制の類型化とフェーズ（詳細）



※PHASE 2 及び 3 とともに、人力でなければ判断が難しい限定的な場合に限って目視、立入による検査等を実施

(3) 「定期検査・点検」規制

例：草津市樋門操作規則

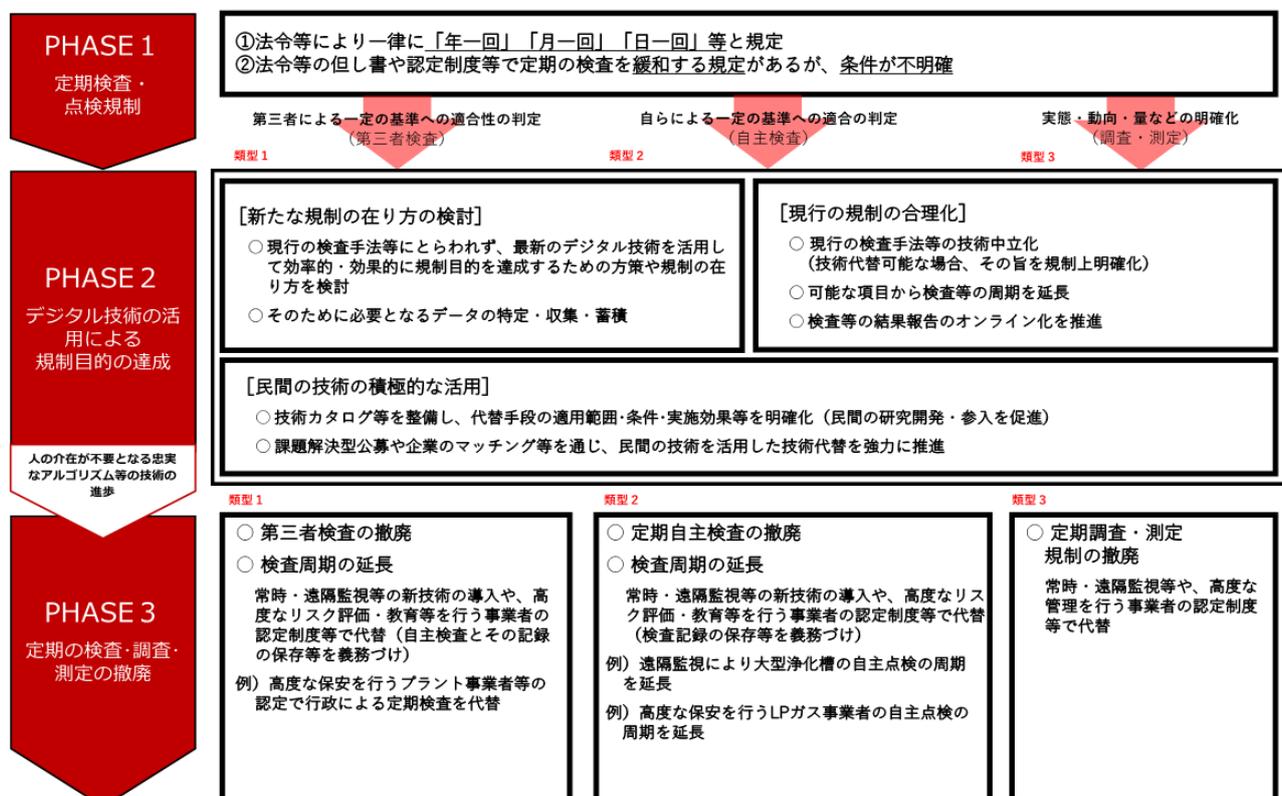
(点検および維持)

第13条 樋門を操作するために必要な機械器具等については、年1回以上の点検および維持を行い、これらを常に良好な状態に保つものとする。

類型	内容
類型1	第三者検査
類型2	自主検査
類型3	調査・測定

フェーズ	内容
フェーズ1	定期検査・点検規制
フェーズ2	デジタル技術の活用による規制目的の達成
フェーズ3	定期の検査・調査・測定の撤廃

【参考】定期検査・点検規制の類型化とフェーズ（詳細）



(4)「常駐・専任」規制

例：草津市指定下水道工事店規程

(指定工事店の資格)

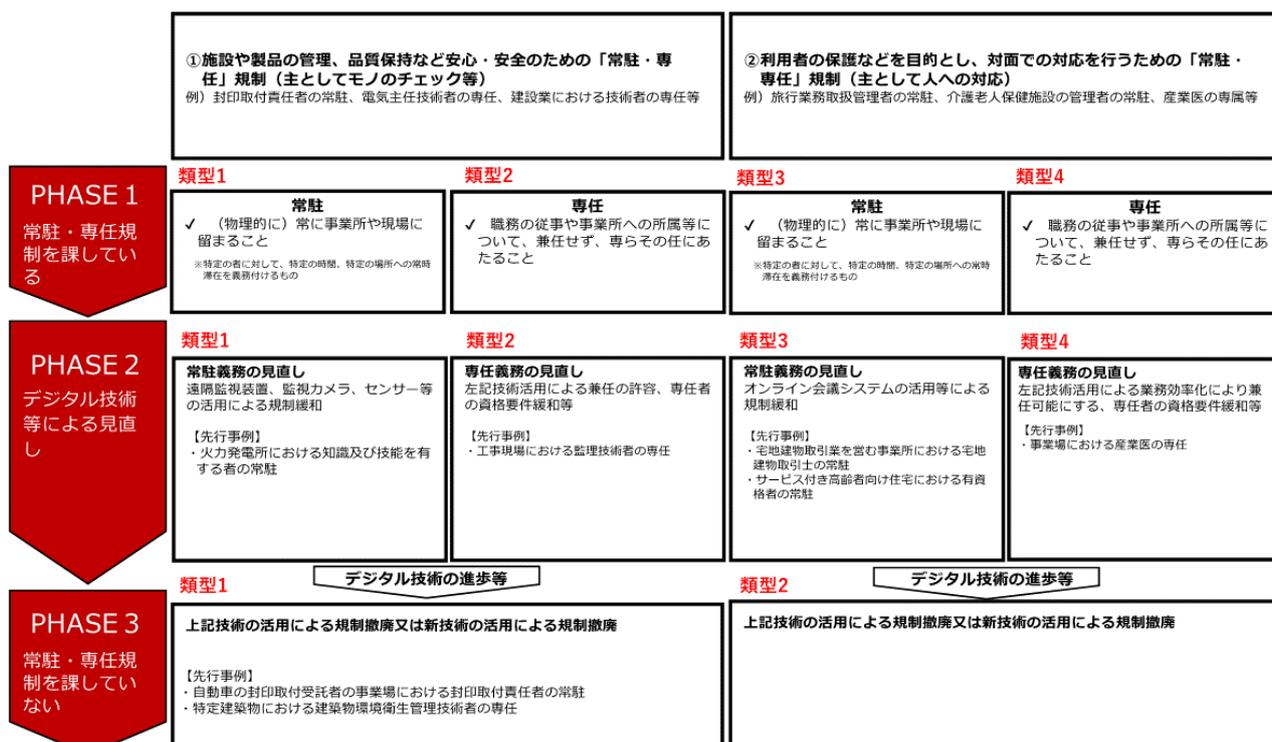
第2条 条例第4条で規定する排水設備工事(以下「排水設備工事」という。)を施行することができる者は、次に掲げる要件に適合しているものとし、市長はこれを指定工事店として指定するものとする。

(1) 公益財団法人滋賀県建設技術センターに登録された下水道排水設備工事責任技術者(以下「責任技術者」という。)が1人以上**専属**していること。

類型	内容
類型1	主としてモノのチェック等のための常駐
類型2	主としてモノのチェック等のための専任
類型3	主として人への対応のための常駐
類型4	主として人への対応のための専任

フェーズ	内容
フェーズ1	常駐・専任規制あり
フェーズ2	デジタル技術等の活用による規制緩和
フェーズ3	常駐・専任規制なし

【参考】常駐・専任規制の類型化とフェーズ（詳細）



(5) 「対面講習」規制

例：草津市ファミリー・サポート・センター運営事業実施要綱

(会員登録)

第9条 会員として登録しようとする者は、会員登録の申出書(別記様式)をセンターに提出し、その承認を受けなければならない。

2 提供会員は、登録に際してセンターが実施する講習を受講しなければならない。ただし、センターが当該講習を提供会員に受講させる必要がないと認めた場合は、この限りではない。

類型	内容
類型1	講習

フェーズ	内容
フェーズ1	対面規制あり又は解釈不明確
フェーズ2	デジタル技術の活用による一部オンライン化等
フェーズ3	デジタル完結

(6) 「書面掲示」規制

例：草津市税条例

(公示送達)

第18条 法第20条の2の規定による公示送達は、草津市公告式条例(昭和29年草津市条例第1号)第2条第2項に規定する掲示場に掲示して行なうものとする。

類型	内容
類型1	公的証明書等の掲示
類型2	公的証明書等以外の情報の掲示

フェーズ	内容
フェーズ1	デジタル化を一切許容しない
フェーズ2	一部許容している
フェーズ3	デジタルによる掲示を基本とする

(7) 「往訪閲覧・縦覧」規制

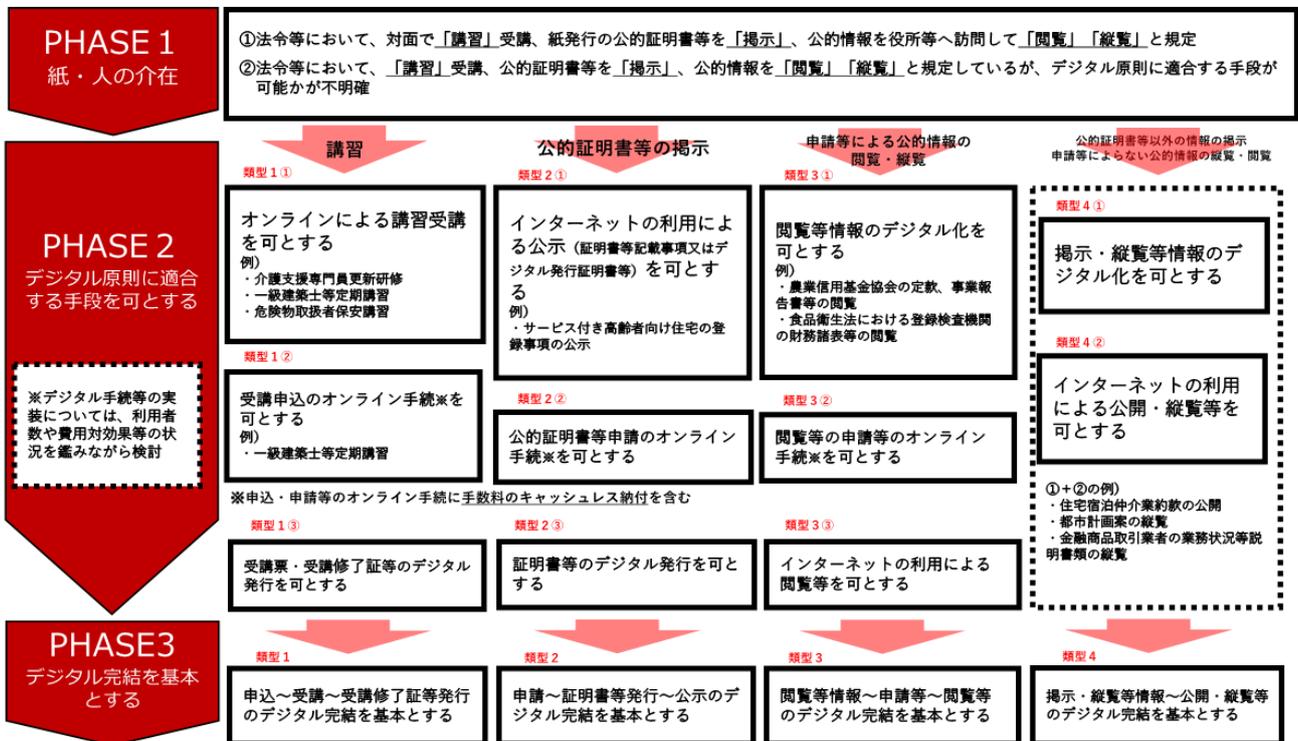
例：草津市地価公示閲覧規則
(台帳の設置場所等)

第2条 台帳の設置場所は、都市計画部都市計画課とし、**閲覧**は、その窓口において行うものとする。

類型	内容
類型1	申請等による公的情報の閲覧・縦覧
類型2	申請等によらない公的情報の閲覧・縦覧

フェーズ	内容
フェーズ1	紙・人の介在
フェーズ2	デジタル原則に適合する手段を可とする
フェーズ3	デジタル完結を基本とする

【参考】書面掲示、対面講習、往訪閲覧・縦覧規制の類型化とフェーズ（詳細）



7 工程表の策定、見直しの実施

(1) 工程表の策定

全庁的な洗い出し・点検を令和7年度から実施し、各規制の見直し工程表を策定する。

(2) 見直しの実施

関係各課は、上記の見直し工程表に沿って、条例等の改正を含む見直しを実施する。